

令和 5年 12月 7日



再 苦 情 申 立 申 請 書

香川県知事 池田 豊人 殿

再苦情申立者

住所 香川県坂出市築港町一丁目4番6号

氏名 森崎工業株式会社

代表取締役 森崎 敏彦

申立対象工事	丸亀競技場熱源機器改修工事
申立事項	<p>上記の落札結果に於いて、弊社の評価値が非常に低い為、担当部署に確認した所、低入札の実績が有り減点対象に該当する為、今回の入札結果に反映したとの説明を受けました。</p> <p>弊社としては、低入札の対象となる入札を行った記録が無い為、担当部署に確認した所、6月に入札した仲多度合同庁舎改修工事の入札が低入札なので減点対象に当ると説明を受けた。本件での減点対象となる措置については納得し難い為、再苦情申し立てを行います。</p>
申立の根拠	<p>前回の入札結果が低入札の為、減点対象との説明を受けましたが、弊社には建築工事の入札参加資格がありません。</p> <p>参加資格の無い業者の入札が低入札となる根拠について確認した所、入札後に審査となる為、参加資格の有無に関係なく低入札の対象となるとの説明を受けた。</p> <p>① 参加資格を申請していない為、入札は無効と思われる</p> <p>② 香川県の入札関係規則、入札公示等を閲覧しても入札参加資格の無い業者の入札が低入札の対象になる等の記載を確認出来ない</p> <p>③ 低入札の記載は保留通知書のみで、入札結果には入札金額は空欄と無効(入札参加資格無し)のみの記載</p> <p>④ 開札前に誤入札の電話連絡を行ったが、参加資格自体が無いので無効になると回答で、低入札の対象になる事の説明を受けていない</p> <p>今回の案件に対して、低入札の減点対象とする明確な説明及び今後同様の事が起きた場合、どの様な対応を行うのか明確な説明を願いたい</p>